

## 産業厚生常任委員会（民生部所管）説明資料

※説明資料のページは、案件+担当ごとに付番しています。

**議案**  
(新旧対照表等) **頁**

### 1 条例関係

(1) 斜里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	・・・	資料 1	P1～26
(2) 斜里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について	・・・	資料 2	P1～5

**資料**  
(予算説明資料等) **頁**

### 2 補正予算

(1) 斜里町一般会計補正予算（第3回）について			
① 住民生活課所管分	・・・	資料 3	P1～2
② 保健福祉課課所管分	・・・	資料 4	P1
③ こども支援課所管分	・・・	資料 5	P1～4
(2) 斜里町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）について	・・・	資料 6	P1～3
(3) 斜里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について	・・・	資料 7	P1～2

### 3 町政報告

(1) 子育て世帯への臨時特別給付金事業について	・・・	資料 8	P1
--------------------------	-----	------	----

資料 頁

4 その他

(1) 介護認定者のサービス利用状況について(平成4年5月末現在)	・・・	資料9	P1
(2) 関係行事等			
① 常設保育園クラス別説明会（入園式中止）	4/4（月）	双葉、はまなす	
② へき地保育所クラス別説明会（入所式中止）	4/5（火）	ウトロ、中斜里	
③ 民生委員児童委員協議会総会	4/13（水）	ぽると21	
④ 斜里地区保護司会総会	4/19（火）	ぽると21	
⑤ 自治会長会議・連合会総会	5/28（土）	（書面会議）	
⑥ 斜里町日赤奉仕団総会	5/31（火）	（書面会議）	
⑦ 国民健康保険運営協議会	6/3（金）	役場	
⑧ 前浜清掃	5/21（日）	延期→6/25(土)予定 前浜	
⑨ へき地保育所運動会	5/21(日)	ウトロ、6/26（日）	中斜里
⑩ 戦没者追悼式	7/15（水）	式典中止（遺族へ供物発送のみ）	
⑪ ふれあいタウン2022	8/7（日）	中止	

## 斜里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

### 1 条例改正の理由

- 1) 令和 4 年度国民健康保険料率の改正
- 2) 賦課限度額引き上げに伴う改正

### 2 改正する条例

斜里町国民健康保険条例（昭和 34 年条例第 5 号）

### 3 主な改正内容

- 1) 令和 4 年度国民健康保険料率の改正

資産割の賦課を廃止し、3 方式による賦課とする。応能分は所得割のみとなる。  
納付金算定に基づき応能応益割合を設定する。

（※応能＝所得割 応益＝均等割及び平等割）

区 分			令和 3 年度		令和 4 年度	
			賦課割合	料 率	賦課割合	料 率
医療分	応能	所得割	64	6.00%	<u>67</u>	<u>6.10%</u>
		資産割	3	15.00%	廃止	
	応益	均等割	23	26,000 円	23	<u>27,400 円</u>
		平等割	10	22,800 円	10	<u>23,600 円</u>
後期高齢者分	応能	所得割	65	2.25%	<u>67</u>	2.25%
		資産割	3	5.50%	廃止	
	応益	均等割	22	8,000 円	<u>23</u>	<u>8,800 円</u>
		平等割	10	7,200 円	10	<u>7,600 円</u>
介護分	応能	所得割	74	1.25%	<u>77</u>	<u>1.30%</u>
		資産割	3	4.50%	廃止	
	応益	均等割	16	7,200 円	16	<u>8,000 円</u>
		平等割	7	4,200 円	7	<u>4,800 円</u>

- 2) 賦課限度額引き上げ

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、医療分の賦課限度額を令和 3 年度 63 万円 から令和 4 年度 65 万円（2 万円増）、後期分の賦課限度額を同様に 19 万円 から 20 万円（1 万円増）に引き上げる。

### 4 施行期日

この条例は、公布の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

斜里町国民健康保険条例の一部を改正する条例

斜里町国民健康保険条例（昭和34年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第11条中「、資産割額」を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第1項の表を次のように改める。

基礎賦課総額		保険料率		
区分	基礎賦課割合相当額	算出の基礎	料率	
応能	所得割 100分の67	基礎賦課割合相当額を基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては国民健康保険法施行規則（昭和33年省令第53号）第32条の9に規定する方法により補正された後の額とする。）の総額で除して得た数	100分の6.10	
応益	被保険者均等割 100分の23	基礎賦課割合相当額を当該年度の賦課期日における一般被保険者の数で除して得た額	被保険者1人につき 27,400円	
	世帯別平等割 100分の10	アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額 ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課割合相当額を当該年度の賦課期日における一般被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以降5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定	1世帯につき 23,600円	

			<p>世帯」という。)の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以降5年を経過する月の翌月から特定月以降8年を経過する月間の間にあるもの(当該世帯に他に被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額</p>
--	--	--	--

第14条の2中「、資産割額」を削る。

第14条の4を次のように改める。

第14条の4 削除

第14条の6中「63万円」を「65万円」に改める。

第14条の6の3中「、資産割額」を削る。

第14条の6の5を次のように改める。

第14条の6の5 削除

第14条6の6第1項の表を次のように改める。

後期高齢者支援金等賦課総額		保険料率	
区分	後期高齢者支援金等賦課割合相当額	算出の基礎	料率
応所得割能	100分の67	後期高齢者支援金等賦課割合相当額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数	100分の2.25

応益	被保険者均等割	100分の23	後期高齢者支援金等賦課割合相当額を当該年度の賦課期日における一般被保険者の数で除して得た額	被保険者1人につき 8,800円
	世帯別平等割	100分の10	アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額 ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課割合相当額を当該年度の賦課期日における一般被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額 イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額 ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額	1世帯につき 7,600円

第14条の6の7中「、資産割額」を削る。

第14条の6の9を次のように改める。

第14条の6の9 削除

第14条の6の12中「19万円」を「20万円」に改める。

第14条の8中「、資産割額」を削る。

第14条の10を次のように改める。

第14条の10 削除

第14条11第1項の表を次のように改める。

介護納付金賦課総額		保険料率	
区分	介護納付金賦課割合相当額	算出の基礎	料率
応能	所得割 100分の77	介護納付金賦課割合相当額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては国民健康保険法	100分の1.30

			施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の額とする。)の総額で除して得た数	
応 益	被保険者 均等割	100分の16	介護納付金賦課割合相当額を当該年度の賦課期日における介護納付金賦課被保険者の数で除して得た額	被保険者1人につき 8,000円
	世帯別平 等割	100分の7	介護納付金賦課割合相当額を当該年度の賦課期日における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数で除して得た額	1世帯につき 4,800円

第21条第1項中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項中「19万円」を「20万円」に改め、同条第3項及び第4項中「63万円」を「65万円」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の斜里町国民健康保険条例の規定は、令和4年度以降の年度分の保険料について適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前のおりとする。

斜里町国民健康保険条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額)</p> <p>第11条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額、<u>資産割額</u>、及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)の合計額とする。</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の資産割額の算定)</p> <p>第13条 <u>第11条の資産割額は、一般被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に次条の資産割の保険料率を乗じて算定する。</u></p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第14条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額)</p> <p>第11条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額、及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)の合計額とする。</p> <p>第13条 <u>削除</u></p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第14条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p>



基礎賦課総額		保険料率		
区分	基礎賦課割合相当額	算出の基礎	料率	
応能	所得割	100分の64	基礎賦課割合相当額を基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては国民健康保険法施行規則(昭和33年省令第53号)第32条の9に規定する方法により補正された後の額とする。)の総額で除して得た数	100分の6.00
	資産割	100分の3	基礎賦課割合相当額を第13条に規定する固定資産税額(国民健康保険法施行令第29条の7第2項第7号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の9に規定する方法により補正された後の額とする。)の総額で除して得た数	100分の15.00
応益	被保険者均等割	100分の23	基礎賦課割合相当額を当該年度の賦課期日における一般被保険者の数で除して得た額	被保険者1人につき <u>26,000</u> 円
	世帯別平等割	100分の10	アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額 ア イ又はウに掲げる世帯以外の世	1世帯につき <u>22,800</u> 円

  

基礎賦課総額		保険料率		
区分	基礎賦課割合相当額	算出の基礎	料率	
応能	所得割	100分の67	基礎賦課割合相当額を基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては国民健康保険法施行規則(昭和33年省令第53号)第32条の9に規定する方法により補正された後の額とする。)の総額で除して得た数	100分の6.10
	資産割	100分の3	基礎賦課割合相当額を第13条に規定する固定資産税額(国民健康保険法施行令第29条の7第2項第7号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の9に規定する方法により補正された後の額とする。)の総額で除して得た数	100分の15.00
応益	被保険者均等割	100分の23	基礎賦課割合相当額を当該年度の賦課期日における一般被保険者の数で除して得た額	被保険者1人につき <u>27,400</u> 円
	世帯別平等割	100分の10	アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額 ア イ又はウに掲げる世帯以外の世	1世帯につき <u>23,600</u> 円

			<p>帯 基礎賦課割合相当額を当該年度の賦課期日における一般被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下「特定月」という。)以降5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以降5年を経過する月の翌月から特定月以降8年を経過する月間の間にあるもの(当該世帯に他に被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ 特定世帯 アに定めるところに</p>				<p>帯 基礎賦課割合相当額を当該年度の賦課期日における一般被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下「特定月」という。)以降5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以降5年を経過する月の翌月から特定月以降8年を経過する月間の間にあるもの(当該世帯に他に被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ 特定世帯 アに定めるところに</p>
--	--	--	---	--	--	--	---

		より算定した額に2分の1を乗じて 得た額 ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額				より算定した額に2分の1を乗じて 得た額 ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額	
<p>2 省略 (退職被保険者等に係る基礎賦課額) 第14条の2 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額、<u>資産割額</u>及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額(退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額、<u>資産割額</u>及び被保険者均等割額の合算額の総額)とする。 (退職被保険者等に係る基礎賦課額の資産割額の算定) 第14条の4 <u>第14条の2の資産割額は、退職被保険者等に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に第14条の資産割の保険料率を乗じて算定する。</u></p>				<p>2 省略 (退職被保険者等に係る基礎賦課額) 第14条の2 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額(退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額)とする。 第14条の4 <u>削除</u></p>			

<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第14条の6 第11条又は第14条の2の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第11条の基礎賦課額と第14条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第18条及び第21条において同じ。)は、<u>63万円</u>を超えることができない。</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額)</p> <p>第14条の6の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額、<u>資産割額</u>及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)の合計額とする。</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の<u>資産割額の算定</u>)</p> <p>第14条の6の5 <u>第14条の6の3の資産割額は、一般被保険者に係る当該年度分の土地及び家屋に係る固定資産税額に、次</u></p>	<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第14条の6 第11条又は第14条の2の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第11条の基礎賦課額と第14条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第18条及び第21条において同じ。)は、<u>65万円</u>を超えることができない。</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額)</p> <p>第14条の6の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)の合計額とする。</p> <p>第14条の6の5 <u>削除</u></p>
--	--

<p>条の資産割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第14条の6の6 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p>				<p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第14条の6の6 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p>					
後期高齢者支援金等 賦課総額		保険料率		後期高齢者支援金等 賦課総額		保険料率			
区分	後期高齢者支援金等賦課割合相当額	算出の基礎	料率	区分	後期高齢者支援金等賦課割合相当額	算出の基礎	料率		
応能	所得割	100分の65	後期高齢者支援金等賦課割合相当額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数	100分の2.25	応能	所得割	100分の67	後期高齢者支援金等賦課割合相当額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数	100分の2.25
	資産割	100分の3	後期高齢者支援金等賦課割合相当額を一般被保険者に係る固定資産税額(土地及び家屋に係る固定資	100分の5.50					

			産税額)(国民健康保険法施行令第29条の7第3項第6号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数						
応	被保険者均等割	100分の22	後期高齢者支援金等賦課割合相当額を当該年度の賦課期日における一般被保険者の数で除して得た額	被保険者1人につき <u>8,000円</u>	被保険者均等割	100分の23	後期高齢者支援金等賦課割合相当額を当該年度の賦課期日における一般被保険者の数で除して得た額	被保険者1人につき <u>8,800円</u>	
	世帯別平等割	100分の10	アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額 ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課割合相当額を当該年度の賦課期日における一般被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額 イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額 ウ 特定継続世帯 アに定める	1世帯につき <u>7,200円</u>	応	世帯別平等割	100分の10	アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額 ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課割合相当額を当該年度の賦課期日における一般被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額 イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額 ウ 特定継続世帯 アに定める	1世帯につき <u>7,600円</u>

		ところにより算定した額に4の分3を乗じて得た額				ところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額	
	2 省略 (退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額) 第14条の6の7 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額、 <u>資産割額</u> 及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額(退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、 <u>所得割額</u> 、 <u>資産割額</u> 及び被保険者均等割額の合算額の総額)とする。 <u>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の資産割額の算定)</u> 第14条の6の9 <u>第14条の6の7の資産割額は、退職被保険者等に係る当該年度分の固定資産税額(土地及び家屋に係る固定資産税額)に、第14条の6の6の資産割の保険料率を乗じて算定する。</u> (後期高齢者支援金等賦課限度額)				2 省略 (退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額) 第14条の6の7 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額(退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、 <u>所得割額</u> 及び被保険者均等割額の合算額の総額)とする。 第14条の6の9 <u>削除</u>  (後期高齢者支援金等賦課限度額)		

<p>第14条の6の12 第14条の6の3又は第14条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第14条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第18条及び第21条において同じ。)は、<u>19万円</u>を超えることができない。</p> <p>(介護納付金賦課額)</p> <p>第14条の8 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額、<u>資産割額</u>及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。</p> <p>(<u>介護納付金賦課額の資産割額の算定</u>)</p> <p>第14条の10 <u>第14条の8の資産割額は、介護納付金賦課被保険者に係る当該年度分の土地及び家屋に係る固定資産税額に、第14条の11の資産割の保険料率を乗じて算定する。</u></p> <p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p>	<p>第14条の6の12 第14条の6の3又は第14条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第14条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第18条及び第21条において同じ。)は、<u>20万円</u>を超えることができない。</p> <p>(介護納付金賦課額)</p> <p>第14条の8 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。</p> <p>第14条の10 <u>削除</u></p> <p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p>
--	--



第14条の11 介護納付金賦課額被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。				第14条の11 介護納付金賦課額被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。					
介護納付金賦課総額		保険料率		介護納付金賦課総額		保険料率			
区分	介護納付金賦課割合相当額	算出の基礎	料率	区分	介護納付金賦課割合相当額	算出の基礎	料率		
応能	所得割	100分の74	介護納付金賦課割合相当額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の額とする。)の総額で除して得た数	100分の1.25	応能	所得割	100分の77	介護納付金賦課割合相当額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の額とする。)の総額で除して得た数	100分の1.30
	資産割	100分の3	介護納付金賦課割合相当額を介護納付金賦課被保険者に係る第14条の10に規定する固定資産税額(国民健康保険法施行令第29条の7第4項第6号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の額とする。)の総額で除して得た数	100分の4.50		資産割	100分の3	介護納付金賦課割合相当額を介護納付金賦課被保険者に係る第14条の10に規定する固定資産税額(国民健康保険法施行令第29条の7第4項第6号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の額とする。)の総額で除して得た数	100分の4.50

応益	被保険者均等割	100分の16	介護納付金賦課割合相当額を当該年度の賦課期日における介護納付金賦課被保険者の数で除して得た額	被保険者1人につき <u>7,200円</u>
	世帯別平等割	100分の7	介護納付金賦課割合相当額を当該年度の賦課期日における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数で除して得た額	1世帯につき <u>4,200円</u>
応益	被保険者均等割	100分の16	介護納付金賦課割合相当額を当該年度の賦課期日における介護納付金賦課被保険者の数で除して得た額	被保険者1人につき <u>8,000円</u>
	世帯別平等割	100分の7	介護納付金賦課割合相当額を当該年度の賦課期日における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数で除して得た額	1世帯につき <u>4,800円</u>
<p>2 省略</p> <p>第21条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第14条の2の基礎賦課額からそれぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には<u>63万円</u>)とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項及び第2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第14条の2」とあるのは「第14条の6の3又は第14条</p>				
<p>2 省略</p> <p>第21条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第14条の2の基礎賦課額からそれぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には<u>65万円</u>)とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項及び第2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第14条の2」とあるのは「第14条の6の3又は第14条</p>				

<p>の6の7」と、「<u>63万円</u>」とあるのは「<u>19万円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第14条の2」とあるのは「第14条の8」と、「<u>63万円</u>」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。</p>	<p>の6の7」と、「<u>65万円</u>」とあるのは「<u>20万円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第14条の2」とあるのは「第14条の8」と、「<u>65万円</u>」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p><u>第1条 この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(経過措置)</u></p> <p><u>第2条 この条例による改正後の斜里町国民健康保険条例の規定は、令和4年度以降の年度分の保険料について適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前のおりとする。</u></p>
--	--

令和3年度 斜里町国民健康保険事業特別会計決算見込 (総括表)

(単位:円)

歳 入			備 考	歳 出				備 考				
科	目	現行予算額		決 算 額	比 較	科	目		現行予算額	決 算 額	比 較	
保 険 料	一般分	現年度 保険料	380,173,000	380,875,438	702,438	総務費	一般管理費	10,815,000	10,543,712	271,288		
		滞納繰越保険料	3,189,000	3,220,834	31,834		賦課事業費	616,000	602,392	13,608		
		後期高齢者支援金	123,640,000	123,697,653	57,653		徴収事業費	998,000	801,870	196,130		
		滞納繰越保険料	1,103,000	1,128,835	25,835		運営協議会費	206,000	117,600	88,400		
		現年度介護納付金	51,778,000	52,288,155	510,155		計	12,635,000	12,065,574	569,426		
		滞納繰越介護納付金	332,000	356,905	24,905		保 険 給 付 費	一 般 保 険 者 分	療養給付費	886,733,000	827,349,027	59,383,973
		計	560,215,000	561,567,820	1,352,820				療 養 費	6,653,000	4,772,059	1,880,941
道 支 出 金	補助金	普通交付金	1,028,764,000	954,707,548	△ 74,056,452	小 計			893,386,000	832,121,086	61,264,914	
		特別交付金	45,033,000	43,496,000	△ 1,537,000	高額療養費			121,706,000	112,743,186	8,962,814	
		小 計	1,073,797,000	998,203,548	△ 75,593,452	高額介護合算療養費			100,000	35,805	64,195	
		財政安定化基金交付金	1,000	0	△ 1,000	移 送 費			200,000	0	200,000	
計	1,073,798,000	998,203,548	△ 75,594,452	小 計	122,006,000	112,778,991			9,227,009			
繰入金	一般会計繰入金		87,344,000	85,046,233	△ 2,297,767	計		1,015,392,000	944,900,077	70,491,923		
	基金繰入金		50,000,000	50,000,000	0	そ の 他		出産育児一時金	10,506,000	7,547,360	2,958,640	
	計		137,344,000	135,046,233	△ 2,297,767			葬 祭 費	900,000	840,000	60,000	
繰越金		9,135,000	9,135,480	480	傷病手当金			1,000,000	0	1,000,000		
その他の収入		1,002,000	932,535	△ 69,465	小 計			12,406,000	8,387,360	4,018,640		
国庫支出金	補助金	災害臨時特例補助金	1,312,000	1,312,000	0	審査支払手数料		2,166,000	2,057,001	108,999		
歳 入 合 計			1,782,806,000	1,706,197,616	△ 76,608,384	計	1,029,964,000	955,344,438	74,619,562			
				-	事 業 費 納 付 金							
					一般被保険者医療分	485,225,000	485,225,000	0				
					退職被保険者医療分	480,000	480,000	0				
					一般被保険者後期支援金分	149,506,000	149,506,000	0				
					介護納付金分	56,925,000	56,925,000	0				
					計	692,136,000	692,136,000	0				
					共同事業拠出金	1,000	40	960				
					財政安定化基金拠出金	1,000	807	193				
					特定健康診査等事業費	18,022,000	17,013,684	1,008,316				
					保健事業費	2,715,000	2,392,786	322,214				
					積 立 金	16,893,000	16,893,000	0				
					諸 支 出 金	9,439,000	8,635,962	803,038				
					予 備 費	1,000,000	0	1,000,000				
				歳 出 合 計	1,782,806,000	1,704,482,291	78,323,709					

歳 入  
1,706,197,616円

-

歳 出  
1,704,482,291円

繰越金  
1,715,325円

令和4年度 斜里町国民健康保険事業特別会計6月補正予算(総括表)

(単位:千円)

歳入				備考	歳出				備考			
科	目	現行予算額	補正後予算額		比較	科	目	現行予算額		補正後予算額	比較	
保険料	一般分	現年度 保険料	420,647	388,296	△ 32,351	総務費	一般管理費			11,134	12,683	1,549
		滞納繰越保険料	1,266	923	△ 343		賦課事業費			626	626	0
		後期高齢者支援金	132,567	126,293	△ 6,274		徴収事業費			1,169	1,169	0
		滞納繰越後期高齢者支援金	426	342	△ 84		運営協議会費			234	234	0
		現年度介護納付金	55,229	54,456	△ 773		計			13,163	14,712	1,549
		滞納繰越介護納付金	151	92	△ 59		療養給付費			878,666	858,868	△ 19,798
	計	610,286	570,402	△ 39,884	療養費			6,784	6,784	0		
道支 出金	補助 金	普通交付金	1,013,512	992,120	△ 21,392	保険 給付 費	一般 分	小 計	885,450	865,652	△ 19,798	
		特別交付金	46,200	47,400	1,200			高額療養費	116,537	114,943	△ 1,594	
		小 計	1,059,712	1,039,520	△ 20,192			高額介護合算療養費	300	300	0	
	財政安定化基金交付金	1	1	0	移送費			200	200	0		
計	1,059,713	1,039,521	△ 20,192	小 計	117,037			115,443	△ 1,594			
計	1,059,713	1,039,521	△ 20,192	計	1,002,487			981,095	△ 21,392			
繰入 金	一般会計	86,357	87,389	1,032	その他		出産育児一時金	8,405	8,405	0		
	基金繰入金	1,300	33,100	31,800		葬 祭 費	720	720	0			
	計	87,657	120,489	32,832		傷病手当金	1,000	1,000	0			
繰越金	1	1,715	1,714	計		10,125	10,125	0				
その他の収入		893	893	0	審査支払手数料	2,100	2,100	0				
歳入合計		1,758,550	1,733,020	△ 25,530	計	1,014,712	993,320	△ 21,392				
						事業 費 納 付 金	一般被保険者医療分			482,792	475,438	△ 7,354
							一般被保険者後期支援金分			150,308	148,610	△ 1,698
							介護納付金分			60,251	59,722	△ 529
							計			693,351	683,770	△ 9,581
						共同事業拠出金			1	1	0	
						財政安定化基金拠出金			1	1	0	
						特定健康診査等事業費			22,512	22,512	0	
						保健事業費			2,806	2,806	0	
						積立金			575	575	0	
						諸 支 出 金	病院事業会計繰出金			9,428	9,428	0
							償還金			1,001	4,895	3,894
							計			10,429	14,323	3,894
						予備費			1,000	1,000	0	
						歳出合計			1,758,550	1,733,020	△ 25,530	

国民健康保険料試算状況（医療分）

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度（試算）		標準保険料率
保険料に求める額		405,163千円	432,335千円	425,494千円	448,017千円	<b>439,424千円</b>		
軽減額	合計	15,000千円	20,000千円	0千円	40,000千円	0千円	25,000千円	
	内訳							
	繰越金	(15,000千円)	(0千円)	(0千円)	(0千円)	(0千円)	(0千円)	
	基金繰入	(0千円)	(20,000千円)	(0千円)	(40,000千円)	(0千円)	(25,000千円)	
差引保険料に求める額		390,163千円	412,335千円	425,494千円	408,017千円	439,424千円	414,424千円	
賦課割合	応能	55	55	55（所49：資6）	67（所64：資3）	67（所67）		
	応益	45	45	45	33（均23：平10）	33（均23：平10）		
算定の基礎となる額	所得算出額	9,125,222千円	8,734,605千円	8,233,204千円	6,579,535千円	7,122,779千円		
	資産算出額	90,397千円	91,752千円	91,562千円	86,434千円			
	人数	4,208人	4,064人	3,920人	3,836人	3,666人		
	世帯数	2,063世帯	1,999世帯	1,967世帯	1,939世帯	1,889世帯		
料率	所得割	2.90%	3.20%	3.60%	6.00%	<b>7.20%</b>	<b>6.10%</b>	8.41%
	資産割	47.50%	47.50%	33.00%	15.00%	<b>0.00%</b>	<b>0.00%</b>	0.00%
	均等割（人）	30,000円	32,400円	36,400円	26,000円	<b>28,600円</b>	<b>27,400円</b>	27,168円
	平等割（世帯）	25,200円	27,600円	30,400円	22,800円	<b>25,400円</b>	<b>23,600円</b>	27,644円
賦課限度額		580千円	610千円	630千円	630千円	650千円		
限度額超過世帯		228世帯	244世帯	255世帯	295世帯	361世帯	322世帯	
保険基盤安定軽減世帯		997世帯 (7・5・2割)	939世帯 (7・5・2割)	923世帯 (7・5・2割)	859世帯 (7・5・2割)	869世帯 (7・5・2割)		
未就学児軽減（R4～）						98世帯 130人		
平均保険料	世帯当たり	183,737円	196,407円	205,854円	207,351円	227,661円	215,019円	
	1人当たり	90,078円	96,609円	103,294円	104,810円	117,308円	110,794円	
備考		限度額改正（580千円） 収納率98.0%	限度額改正（610千円） 収納率98.0%	限度額改正（630千円） 収納率98.0%	限度額据え置き（630千円） 収納率98.0%	限度額改正（650千円） 収納率98.0%		

## 国民健康保険料試算状況（支援分）

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度（試算）		標準保険料率
保険料に求める額		129,110千円	129,888千円	143,222千円	141,909千円	<b>139,847千円</b>		
軽減額	合計	0千円	0千円	0千円	10,000千円	0千円	5,000千円	
	内訳	繰越金	(0千円)	(0千円)	(0千円)	(0千円)	(0千円)	
		基金繰入	(0千円)	(0千円)	(0千円)	(10,000千円)	(0千円)	(5,000千円)
差引保険料に求める額		129,110千円	129,888千円	143,222千円	131,909千円	139,847千円	134,847千円	
賦課割合	応能	55	55	55（所49：資6）	68（所65：資3）	67（所67）		
	応益	45	45	45	32（均22：平10）	33（均23：平10）		
算定の基礎となる額	所得算出額	9,125,222千円	8,734,605千円	8,233,204千円	6,579,535千円	7,122,779千円		
	資産算出額	90,397千円	91,752千円	91,562千円	86,434千円			
	人数	4,208人	4,064人	3,920人	3,836人	3,666人		
	世帯数	2,063世帯	1,999世帯	1,967世帯	1,939世帯	1,889世帯		
料率	所得割	0.90%	0.95%	1.50%	2.25%	<b>2.45%</b>	<b>2.25%</b>	2.61%
	資産割	15.00%	14.50%	12.00%	5.50%	<b>0.00%</b>	<b>0.00%</b>	0.00%
	均等割（人）	10,400円	10,800円	12,200円	8,000円	<b>9,200円</b>	<b>8,800円</b>	8,595円
	平等割（世帯）	8,800円	9,200円	10,400円	7,200円	<b>8,200円</b>	<b>7,600円</b>	8,745円
賦課限度額		190千円	190千円	190千円	190千円	200千円		
限度額超過世帯		224世帯	233世帯	361世帯	348世帯	386世帯	362世帯	
保険基盤安定軽減世帯		997世帯 (7・5・2割)	939世帯 (7・5・2割)	923世帯 (7・5・2割)	859世帯 (7・5・2割)	869世帯 (7・5・2割)		
未就学児軽減（R4～）						98世帯 130人		
平均保険料	世帯当たり	60,168円	61,488円	69,421円	67,453円	72,570円	70,213円	
	1人当たり	29,497円	30,245円	34,834円	34,095円	37,393円	36,179円	
備考		限度額据え置き（190千円） 収納率98.0%	限度額据え置き（190千円） 収納率98.0%	限度額据え置き（190千円） 収納率98.0%	限度額据え置き（190千円） 収納率98.0%	限度額改正（200千円） 収納率98.0%		

### 国民健康保険料試算状況（介護分）

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度（試算）	標準保険料率	
保険料に求める額		54,398千円	51,336千円	57,425千円	55,768千円	<b>56,893千円</b>		
軽減額	合計	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円		
	内訳	繰越金	(0千円)	(0千円)	(0千円)	(0千円)	(0千円)	
		基金繰入	(0千円)	(0千円)	(0千円)	(0千円)	(0千円)	
差引保険料に求める額		54,398千円	51,336千円	57,425千円	55,768千円	56,893千円		
賦課割合	応能	55	55	55（所49：資6）	77（所74：資3）	77（所77）		
	応益	45	45	45	23（均16：平7）	23（均16：平7）		
算定の基礎となる額	所得算出額	5,628,845千円	5,547,930千円	5,205,398千円	4,047,195千円	4,460,537千円		
	資産算出額	43,897千円	44,748千円	43,835千円	40,066千円			
	人数	1,429人	1,367人	1,297人	1,281人	1,216人		
	世帯数	1,043世帯	1,007世帯	949世帯	943世帯	898世帯		
料率	所得割	0.55%	0.50%	0.65%	1.25%	<b>1.30%</b>	1.55%	
	資産割	12.00%	11.00%	8.50%	4.50%	<b>0.00%</b>	0.00%	
	均等割（人）	12,800円	12,400円	14,800円	7,200円	<b>8,000円</b>	7,037円	
	平等割（世帯）	7,200円	6,800円	8,000円	4,200円	<b>4,800円</b>	5,462円	
賦課限度額		160千円	160千円	170千円	170千円	170千円		
限度額超過世帯		67世帯	53世帯	64世帯	122世帯	168世帯		
保険基盤安定軽減世帯		355世帯 (7・5・2割)	355世帯 (7・5・2割)	321世帯 (7・5・2割)	315世帯 (7・5・2割)	284世帯 (7・5・2割)		
平均保険料	世帯当たり	51,934円	49,590円	59,161円	58,333円	63,865円		
	1人当たり	37,906円	36,530円	43,287円	42,941円	47,163円		
備考		限度額据え置き（160千円） 収納率98.0%	限度額据え置き（160千円） 収納率98.0%	限度額改正（170千円） 収納率98.0%	限度額据え置き（170千円） 収納率98.0%	限度額据え置き（170千円） 収納率98.0%		



国民健康保険料試算状況（3区分合計）

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度（試算）		標準保険料率	
保険料に求める額		588,671千円	613,559千円	626,141千円	645,694千円	636,164千円			
軽減額	合計	15,000千円	20,000千円	0千円	50,000千円	0千円	30,000千円		
	内訳	繰越金	(15,000千円)	(0千円)	(0千円)	(0千円)	(0千円)	(0千円)	
		基金繰入	(0千円)	(20,000千円)	(0千円)	(50,000千円)	(0千円)	(30,000千円)	
差引保険料に求める額		573,671千円	593,559千円	626,141千円	595,694千円	636,164千円	606,164千円		
賦課割合	応能	55	55	55（所49：資6）	医療67：33 後期68：32 介護77：23	医療67：33 後期67：33 介護77：23	医療67：33 後期67：33 介護77：23		
	応益	45	45	45					
算定の基礎となる額	所得算出額	9,125,222千円	8,734,605千円	8,233,204千円	6,579,535千円	7,122,779千円			
	資産算出額	90,397千円	91,752千円	91,562千円	86,434千円				
	人数	4,208人	4,064人	3,920人	3,836人	3,666人			
	世帯数	2,063世帯	1,999世帯	1,967世帯	1,939世帯	1,889世帯			
料率	所得割	4.35%	4.65%	5.75%	9.50%	10.95%	9.65%	12.57%	
	資産割	74.50%	73.00%	53.50%	25.00%	0.00%	0.00%	0.00%	
	均等割（人）	53,200円	55,600円	63,400円	41,200円	45,800円	44,200円	42,800円	
	平等割（世帯）	41,200円	43,600円	48,800円	34,200円	38,400円	36,000円	41,851円	
賦課限度額		930千円	960千円	990千円	990千円	1,020千円			
保険基盤安定軽減世帯		997世帯 (7・5・2割)	939世帯 (7・5・2割)	923世帯 (7・5・2割)	859世帯 (7・5・2割)	869世帯 (7・5・2割)			
未就学児軽減（R4～）						98世帯 130人			
平均保険料	世帯当たり	295,839円	307,485円	334,436円	333,137円	364,096円	349,097円		
	1人当たり	157,481円	163,384円	181,415円	181,846円	201,864円	194,136円		
備考		限度額改正（930千円） 収納率98.0%	限度額改正（960千円） 収納率98.0%	限度額改正（990千円） 収納率98.0%	限度額改正（990千円） 収納率98.0%	限度額改正（1,020千円） 収納率98.0%			

国民健康保険料額早見表

【改正案－現行】資産割廃止 資産税額0円 繰入医療2,500万円後期500万円

単位：円

医療分+後期支援分

(○内は軽減割合 上段：改正前 下段：改正後)

介護分(40歳～65歳)

所得金額	給与収入額	被保険者数						被保険者数	
		1人加入	2人加入	3人加入	4人加入	5人加入	6人加入	1人加入	2人加入
0	0	⑦ 19,200	⑦ 29,400	⑦ 39,600	⑦ 49,800	⑦ 60,000	⑦ 70,200	⑦ 3,400	⑦ 5,500
		⑦ 20,200	⑦ 31,000	⑦ 41,900	⑦ 52,800	⑦ 63,600	⑦ 74,500	⑦ 3,800	⑦ 6,200
		1,000	1,600	2,300	3,000	3,600	4,300	400	700
		5.21%	5.44%	5.81%	6.02%	6.00%	6.13%	11.76%	12.73%
430,000	980,000	⑦ 19,200	⑦ 29,400	⑦ 39,600	⑦ 49,800	⑦ 60,000	⑦ 70,200	⑦ 3,400	⑦ 5,500
		⑦ 20,200	⑦ 31,000	⑦ 41,900	⑦ 52,800	⑦ 63,600	⑦ 74,500	⑦ 3,800	⑦ 6,200
		1,000	1,600	2,300	3,000	3,600	4,300	400	700
		5.21%	5.44%	5.81%	6.02%	6.00%	6.13%	11.76%	12.73%
700,000	1,250,000	⑤ 32,000	⑤ 49,000	⑤ 66,000	⑤ 83,000	⑤ 100,000	⑤ 117,000	⑤ 5,700	⑤ 9,300
		⑤ 33,700	⑤ 51,800	⑤ 69,900	⑤ 88,000	⑤ 106,100	⑤ 124,200	⑤ 6,400	⑤ 10,400
		1,700	2,800	3,900	5,000	6,100	7,200	700	1,100
		5.31%	5.71%	5.91%	6.02%	6.10%	6.15%	12.28%	11.83%
1,000,000	1,550,000	110,200	⑤ 95,200	⑤ 112,200	⑤ 129,200	⑤ 146,200	⑤ 163,200	18,400	⑤ 16,300
		114,100	⑤ 98,500	⑤ 116,600	⑤ 134,700	⑤ 152,800	⑤ 170,900	20,000	⑤ 17,600
		3,900	3,300	4,400	5,500	6,600	7,700	1,600	1,300
		3.54%	3.47%	3.92%	4.26%	4.51%	4.72%	8.70%	7.98%
1,190,000	1,812,000	126,700	② 141,100	⑤ 128,700	⑤ 145,700	⑤ 162,700	⑤ 179,700	20,900	② 24,300
		130,800	② 146,300	⑤ 133,300	⑤ 151,400	⑤ 169,500	⑤ 187,600	22,600	② 26,500
		4,100	5,200	4,600	5,700	6,800	7,900	1,700	2,200
		3.24%	3.69%	3.57%	3.91%	4.18%	4.40%	8.13%	9.05%
1,470,000	2,214,000	148,100	② 162,500	② 189,700	⑤ 167,100	⑤ 184,100	⑤ 201,100	24,100	② 27,600
		152,500	② 168,000	② 197,000	⑤ 173,100	⑤ 191,200	⑤ 209,300	26,000	② 29,900
		4,400	5,500	7,300	6,000	7,100	8,200	1,900	2,300
		2.97%	3.38%	3.85%	3.59%	3.86%	4.08%	7.88%	8.33%
1,600,000	2,400,000	160,500	194,500	② 202,100	② 229,300	⑤ 196,500	⑤ 213,500	26,000	33,200
		165,000	201,200	② 209,500	② 238,400	⑤ 203,700	⑤ 221,800	28,000	36,000
		4,500	6,700	7,400	9,100	7,200	8,300	2,000	2,800
		2.80%	3.44%	3.66%	3.97%	3.66%	3.89%	7.69%	8.43%
1,850,000	2,756,000	181,100	215,100	② 222,700	② 249,900	② 277,100	⑤ 234,100	29,100	36,300
		185,900	222,100	② 230,400	② 259,300	② 288,300	⑤ 242,700	31,200	39,200
		4,800	7,000	7,700	9,400	11,200	8,600	2,100	2,900
		2.65%	3.25%	3.46%	3.76%	4.04%	3.67%	7.22%	7.99%
2,100,000	3,112,000	201,700	235,700	269,700	② 270,500	② 297,700	② 324,900	32,200	39,400
		206,800	243,000	279,200	② 280,200	② 309,200	② 338,100	34,500	42,500
		5,100	7,300	9,500	9,700	11,500	13,200	2,300	3,100
		2.53%	3.10%	3.52%	3.59%	3.86%	4.06%	7.14%	7.87%
2,600,000	3,800,000	243,000	277,000	311,000	345,000	② 339,000	② 366,200	38,500	45,700
		248,500	284,700	320,900	357,100	② 350,900	② 379,900	41,000	49,000
		5,500	7,700	9,900	12,100	11,900	13,700	2,500	3,300
		2.26%	2.78%	3.18%	3.51%	3.51%	3.74%	6.49%	7.22%
3,100,000	4,424,000	284,200	318,200	352,200	386,200	420,200	② 407,400	44,700	51,900
		290,300	326,500	362,700	398,900	435,100	② 421,600	47,500	55,500
		6,100	8,300	10,500	12,700	14,900	14,200	2,800	3,600
		2.15%	2.61%	2.98%	3.29%	3.55%	3.49%	6.26%	6.94%
4,100,000	5,675,000	366,700	400,700	434,700	468,700	502,700	536,700	57,200	64,400
		373,800	410,000	446,200	482,400	518,600	554,800	60,500	68,500
		7,100	9,300	11,500	13,700	15,900	18,100	3,300	4,100
		1.94%	2.32%	2.65%	2.92%	3.16%	3.37%	5.77%	6.37%
5,100,000	6,889,000	449,200	483,200	517,200	551,200	585,200	619,200	69,700	76,900
		457,300	493,500	529,700	565,900	602,100	638,300	73,500	81,500
		8,100	10,300	12,500	14,700	16,900	19,100	3,800	4,600
		1.80%	2.13%	2.42%	2.67%	2.89%	3.08%	5.45%	5.98%
7,600,000	9,550,000	655,500	689,500	721,000	747,000	773,000	799,000	101,000	108,200
		666,000	702,200	738,400	770,500	797,900	825,300	106,000	114,000
		10,500	12,700	17,400	23,500	24,900	26,300	5,000	5,800
		1.60%	1.84%	2.41%	3.15%	3.22%	3.29%	4.95%	5.36%
10,100,000	12,050,000	819,000	820,000	820,000	820,000	820,000	820,000	132,200	139,400
		840,800	850,000	850,000	850,000	850,000	850,000	138,500	146,500
		21,800	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	6,300	7,100
		2.66%	3.66%	3.66%	3.66%	3.66%	3.66%	4.77%	5.09%
12,600,000	14,550,000	820,000	820,000	820,000	820,000	820,000	820,000	163,500	170,000
		850,000	850,000	850,000	850,000	850,000	850,000	170,000	170,000
		30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	6,500	0
		3.66%	3.66%	3.66%	3.66%	3.66%	3.66%	3.98%	0.00%
16,600,000	18,550,000	820,000	820,000	820,000	820,000	820,000	820,000	170,000	170,000
		850,000	850,000	850,000	850,000	850,000	850,000	170,000	170,000
		30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	0	0
		3.66%	3.66%	3.66%	3.66%	3.66%	3.66%	0.00%	0.00%

表の見方

改正前の額
改正後の額
差額
伸び率

丸数字は法定軽減割合を表します。

国民健康保険料額早見表

【改正案－現行】資産割廃止 資産税額5万円 繰入医療2,500万円後期500万円

単位：円

医療分+後期支援分

(○内は軽減割合 上段：改正前 下段：改正後)

介護分(40歳～65歳)

所得金額	給与収入額	被保険者数						被保険者数	
		1人加入	2人加入	3人加入	4人加入	5人加入	6人加入	1人加入	2人加入
0	0	㊦ 29,400	㊦ 39,600	㊦ 49,800	㊦ 60,000	㊦ 70,200	㊦ 80,400	㊦ 5,600	㊦ 7,800
		㊦ 20,200	㊦ 31,000	㊦ 41,900	㊦ 52,800	㊦ 63,600	㊦ 74,500	㊦ 3,800	㊦ 6,200
		-9,200	-8,600	-7,900	-7,200	-6,600	-5,900	-1,800	-1,600
		-31.29%	-21.72%	-15.86%	-12.00%	-9.40%	-7.34%	-32.14%	-20.51%
430,000	980,000	㊦ 29,400	㊦ 39,600	㊦ 49,800	㊦ 60,000	㊦ 70,200	㊦ 80,400	㊦ 5,600	㊦ 7,800
		㊦ 20,200	㊦ 31,000	㊦ 41,900	㊦ 52,800	㊦ 63,600	㊦ 74,500	㊦ 3,800	㊦ 6,200
		-9,200	-8,600	-7,900	-7,200	-6,600	-5,900	-1,800	-1,600
		-31.29%	-21.72%	-15.86%	-12.00%	-9.40%	-7.34%	-32.14%	-20.51%
700,000	1,250,000	⑤ 42,200	⑤ 59,200	⑤ 76,200	⑤ 93,200	⑤ 110,200	⑤ 127,200	⑤ 7,900	⑤ 11,500
		⑤ 33,700	⑤ 51,800	⑤ 69,900	⑤ 88,000	⑤ 106,100	⑤ 124,200	⑤ 6,400	⑤ 10,400
		-8,500	-7,400	-6,300	-5,200	-4,100	-3,000	-1,500	-1,100
		-20.14%	-12.50%	-8.27%	-5.58%	-3.72%	-2.36%	-18.99%	-9.57%
1,000,000	1,550,000	120,400	⑤ 105,400	⑤ 122,400	⑤ 139,400	⑤ 156,400	⑤ 173,400	20,600	⑤ 18,500
		114,100	⑤ 98,500	⑤ 116,600	⑤ 134,700	⑤ 152,800	⑤ 170,900	20,000	⑤ 17,600
		-6,300	-6,900	-5,800	-4,700	-3,600	-2,500	-600	-900
		-5.23%	-6.55%	-4.74%	-3.37%	-2.30%	-1.44%	-2.91%	-4.86%
1,190,000	1,812,000	136,900	② 151,300	⑤ 138,900	⑤ 155,900	⑤ 172,900	⑤ 189,900	23,100	② 26,600
		130,800	② 146,300	⑤ 133,300	⑤ 151,400	⑤ 169,500	⑤ 187,600	22,600	② 26,500
		-6,100	-5,000	-5,600	-4,500	-3,400	-2,300	-500	-100
		-4.46%	-3.30%	-4.03%	-2.89%	-1.97%	-1.21%	-2.16%	-0.38%
1,470,000	2,214,000	158,400	② 172,800	② 200,000	⑤ 177,400	⑤ 194,400	⑤ 211,400	26,400	② 29,800
		152,500	② 168,000	② 197,000	⑤ 173,100	⑤ 191,200	⑤ 209,300	26,000	② 29,900
		-5,900	-4,800	-3,000	-4,300	-3,200	-2,100	-400	100
		-3.72%	-2.78%	-1.50%	-2.42%	-1.65%	-0.99%	-1.52%	0.34%
1,600,000	2,400,000	170,700	204,700	② 212,300	② 239,500	⑤ 206,700	⑤ 223,700	28,200	35,400
		165,000	201,200	② 209,500	② 238,400	⑤ 203,700	⑤ 221,800	28,000	36,000
		-5,700	-3,500	-2,800	-1,100	-3,000	-1,900	-200	600
		-3.34%	-1.71%	-1.32%	-0.46%	-1.45%	-0.85%	-0.71%	1.69%
1,850,000	2,756,000	191,400	225,400	② 233,000	② 260,200	② 287,400	⑤ 244,400	31,400	38,600
		185,900	222,100	② 230,400	② 259,300	② 288,300	⑤ 242,700	31,200	39,200
		-5,500	-3,300	-2,600	-900	900	-1,700	-200	600
		-2.87%	-1.46%	-1.12%	-0.35%	0.31%	-0.70%	-0.64%	1.55%
2,100,000	3,112,000	212,000	246,000	280,000	② 280,800	② 308,000	② 335,200	34,500	41,700
		206,800	243,000	279,200	② 280,200	② 309,200	② 338,100	34,500	42,500
		-5,200	-3,000	-800	-600	1,200	2,900	0	800
		-2.45%	-1.22%	-0.29%	-0.21%	0.39%	0.87%	0.00%	1.92%
2,600,000	3,800,000	253,200	287,200	321,200	355,200	② 349,200	② 376,400	40,700	47,900
		248,500	284,700	320,900	357,100	② 350,900	② 379,900	41,000	49,000
		-4,700	-2,500	-300	1,900	1,700	3,500	300	1,100
		-1.86%	-0.87%	-0.09%	0.53%	0.49%	0.93%	0.74%	2.30%
3,100,000	4,424,000	294,500	328,500	362,500	396,500	430,500	② 417,700	47,000	54,200
		290,300	326,500	362,700	398,900	435,100	② 421,600	47,500	55,500
		-4,200	-2,000	200	2,400	4,600	3,900	500	1,300
		-1.43%	-0.61%	0.06%	0.61%	1.07%	0.93%	1.06%	2.40%
4,100,000	5,675,000	377,000	411,000	445,000	479,000	513,000	547,000	59,500	66,700
		373,800	410,000	446,200	482,400	518,600	554,800	60,500	68,500
		-3,200	-1,000	1,200	3,400	5,600	7,800	1,000	1,800
		-0.85%	-0.24%	0.27%	0.71%	1.09%	1.43%	1.68%	2.70%
5,100,000	6,889,000	459,500	493,500	527,500	561,500	595,500	629,500	72,000	79,200
		457,300	493,500	529,700	565,900	602,100	638,300	73,500	81,500
		-2,200	0	2,200	4,400	6,600	8,800	1,500	2,300
		-0.48%	0.00%	0.42%	0.78%	1.11%	1.40%	2.08%	2.90%
7,600,000	9,550,000	665,700	699,700	728,500	754,500	780,500	806,500	103,200	110,400
		666,000	702,200	738,400	770,500	797,900	825,300	106,000	114,000
		300	2,500	9,900	16,000	17,400	18,800	2,800	3,600
		0.05%	0.36%	1.36%	2.12%	2.23%	2.33%	2.71%	3.26%
10,100,000	12,050,000	820,000	820,000	820,000	820,000	820,000	820,000	134,500	141,700
		840,800	850,000	850,000	850,000	850,000	850,000	138,500	146,500
		20,800	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	4,000	4,800
		2.54%	3.66%	3.66%	3.66%	3.66%	3.66%	2.97%	3.39%
12,600,000	14,550,000	820,000	820,000	820,000	820,000	820,000	820,000	165,700	170,000
		850,000	850,000	850,000	850,000	850,000	850,000	170,000	170,000
		30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	4,300	0
		3.66%	3.66%	3.66%	3.66%	3.66%	3.66%	2.60%	0.00%
16,600,000	18,550,000	820,000	820,000	820,000	820,000	820,000	820,000	170,000	170,000
		850,000	850,000	850,000	850,000	850,000	850,000	170,000	170,000
		30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	0	0
		3.66%	3.66%	3.66%	3.66%	3.66%	3.66%	0.00%	0.00%

表の見方

改正前の額
改正後の額
差額
伸び率

丸数字は法定軽減割合を表します。

単位：円

医療分+後期支援分

(○内は軽減割合 上段：改正前 下段：改正後)

介護分(40歳～65歳)

所得金額	給与収入額	被保険者数						被保険者数	
		1人加入	2人加入	3人加入	4人加入	5人加入	6人加入	1人加入	2人加入
0	0	⑦ 39,700	⑦ 49,900	⑦ 60,100	⑦ 70,300	⑦ 80,500	⑦ 90,700	⑦ 7,900	⑦ 10,000
		⑦ 20,200	⑦ 31,000	⑦ 41,900	⑦ 52,800	⑦ 63,600	⑦ 74,500	⑦ 3,800	⑦ 6,200
		-19,500	-18,900	-18,200	-17,500	-16,900	-16,200	-4,100	-3,800
		-49.12%	-37.88%	-30.28%	-24.89%	-20.99%	-17.86%	-51.90%	-38.00%
430,000	980,000	⑦ 39,700	⑦ 49,900	⑦ 60,100	⑦ 70,300	⑦ 80,500	⑦ 90,700	⑦ 7,900	⑦ 10,000
		⑦ 20,200	⑦ 31,000	⑦ 41,900	⑦ 52,800	⑦ 63,600	⑦ 74,500	⑦ 3,800	⑦ 6,200
		-19,500	-18,900	-18,200	-17,500	-16,900	-16,200	-4,100	-3,800
		-49.12%	-37.88%	-30.28%	-24.89%	-20.99%	-17.86%	-51.90%	-38.00%
700,000	1,250,000	⑤ 52,500	⑤ 69,500	⑤ 86,500	⑤ 103,500	⑤ 120,500	⑤ 137,500	⑤ 10,200	⑤ 13,800
		⑤ 33,700	⑤ 51,800	⑤ 69,900	⑤ 88,000	⑤ 106,100	⑤ 124,200	⑤ 6,400	⑤ 10,400
		-18,800	-17,700	-16,600	-15,500	-14,400	-13,300	-3,800	-3,400
		-35.81%	-25.47%	-19.19%	-14.98%	-11.95%	-9.67%	-37.25%	-24.64%
1,000,000	1,550,000	130,700	⑤ 115,700	⑤ 132,700	⑤ 149,700	⑤ 166,700	⑤ 183,700	22,900	⑤ 20,800
		114,100	⑤ 98,500	⑤ 116,600	⑤ 134,700	⑤ 152,800	⑤ 170,900	20,000	⑤ 17,600
		-16,600	-17,200	-16,100	-15,000	-13,900	-12,800	-2,900	-3,200
		-12.70%	-14.87%	-12.13%	-10.02%	-8.34%	-6.97%	-12.66%	-15.38%
1,190,000	1,812,000	147,200	② 161,600	⑤ 149,200	⑤ 166,200	⑤ 183,200	⑤ 200,200	61,500	② 64,900
		130,800	② 146,300	⑤ 133,300	⑤ 151,400	⑤ 169,500	⑤ 187,600	59,100	② 63,000
		-16,400	-15,300	-15,900	-14,800	-13,700	-12,600	-2,400	-1,900
		-11.14%	-9.47%	-10.66%	-8.90%	-7.48%	-6.29%	-3.90%	-2.93%
1,470,000	2,214,000	168,600	② 183,000	② 210,200	⑤ 187,600	⑤ 204,600	⑤ 221,600	28,600	② 32,100
		152,500	② 168,000	② 197,000	⑤ 173,100	⑤ 191,200	⑤ 209,300	26,000	② 29,900
		-16,100	-15,000	-13,200	-14,500	-13,400	-12,300	-2,600	-2,200
		-9.55%	-8.20%	-6.28%	-7.73%	-6.55%	-5.55%	-9.09%	-6.85%
1,600,000	2,400,000	181,000	215,000	② 222,600	② 249,800	⑤ 217,000	⑤ 234,000	30,500	37,700
		165,000	201,200	② 209,500	② 238,400	⑤ 203,700	⑤ 221,800	28,000	36,000
		-16,000	-13,800	-13,100	-11,400	-13,300	-12,200	-2,500	-1,700
		-8.84%	-6.42%	-5.88%	-4.56%	-6.13%	-5.21%	-8.20%	-4.51%
1,850,000	2,756,000	201,600	235,600	② 243,200	② 270,400	② 297,600	⑤ 254,600	33,600	40,800
		185,900	222,100	② 230,400	② 259,300	② 288,300	⑤ 242,700	31,200	39,200
		-15,700	-13,500	-12,800	-11,100	-9,300	-11,900	-2,400	-1,600
		-7.79%	-5.73%	-5.26%	-4.11%	-3.13%	-4.67%	-7.14%	-3.92%
2,100,000	3,112,000	222,200	256,200	290,200	② 291,000	② 318,200	② 345,400	36,700	43,900
		206,800	243,000	279,200	② 280,200	② 309,200	② 338,100	34,500	42,500
		-15,400	-13,200	-11,000	-10,800	-9,000	-7,300	-2,200	-1,400
		-6.93%	-5.15%	-3.79%	-3.71%	-2.83%	-2.11%	-5.99%	-3.19%
2,600,000	3,800,000	263,500	297,500	331,500	365,500	② 359,500	② 386,700	43,000	50,200
		248,500	284,700	320,900	357,100	② 350,900	② 379,900	41,000	49,000
		-15,000	-12,800	-10,600	-8,400	-8,600	-6,800	-2,000	-1,200
		-5.69%	-4.30%	-3.20%	-2.30%	-2.39%	-1.76%	-4.65%	-2.39%
3,100,000	4,424,000	304,700	338,700	372,700	406,700	440,700	② 427,900	49,200	56,400
		290,300	326,500	362,700	398,900	435,100	② 421,600	47,500	55,500
		-14,400	-12,200	-10,000	-7,800	-5,600	-6,300	-1,700	-900
		-4.73%	-3.60%	-2.68%	-1.92%	-1.27%	-1.47%	-3.46%	-1.60%
4,100,000	5,675,000	387,200	421,200	455,200	489,200	523,200	557,200	61,700	68,900
		373,800	410,000	446,200	482,400	518,600	554,800	60,500	68,500
		-13,400	-11,200	-9,000	-6,800	-4,600	-2,400	-1,200	-400
		-3.46%	-2.66%	-1.98%	-1.39%	-0.88%	-0.43%	-1.94%	-0.58%
5,100,000	6,889,000	469,700	503,700	537,700	571,700	605,700	639,700	74,200	81,400
		457,300	493,500	529,700	565,900	602,100	638,300	73,500	81,500
		-12,400	-10,200	-8,000	-5,800	-3,600	-1,400	-700	100
		-2.64%	-2.03%	-1.49%	-1.01%	-0.59%	-0.22%	-0.94%	0.12%
7,600,000	9,550,000	676,000	710,000	736,000	762,000	788,000	814,000	105,500	112,700
		666,000	702,200	738,400	770,500	797,900	825,300	106,000	114,000
		-10,000	-7,800	2,400	8,500	9,900	11,300	500	1,300
		-1.48%	-1.10%	0.33%	1.12%	1.26%	1.39%	0.47%	1.15%
10,100,000	12,050,000	820,000	820,000	820,000	820,000	820,000	820,000	136,700	143,900
		840,800	850,000	850,000	850,000	850,000	850,000	138,500	146,500
		20,800	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	1,800	2,600
		2.54%	3.66%	3.66%	3.66%	3.66%	3.66%	1.32%	1.81%
12,600,000	14,550,000	820,000	820,000	820,000	820,000	820,000	820,000	168,000	170,000
		850,000	850,000	850,000	850,000	850,000	850,000	170,000	170,000
		30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	2,000	0
		3.66%	3.66%	3.66%	3.66%	3.66%	3.66%	1.19%	0.00%
16,600,000	18,550,000	820,000	820,000	820,000	820,000	820,000	820,000	170,000	170,000
		850,000	850,000	850,000	850,000	850,000	850,000	170,000	170,000
		30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	0	0
		3.66%	3.66%	3.66%	3.66%	3.66%	3.66%	0.00%	0.00%

表の見方

改正前の額
改正後の額
差額
伸び率

丸数字は法定軽減割合を表します。

## 斜里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正について

### 1 条例改正の理由

特定教育・保育施設の「多子世帯」に係る利用者負担軽減制度について、子ども・子育て支援法施行令の一部が改正されたことに伴い条例の一部を改正する。

### 2 改正条例

斜里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成 27 年条例第 11 号）

### 3 条例改正の主な内容

低所得世帯である特定被監護者等の多子軽減措置について、平成28年度改正により子どもの人数算定に係る年齢制限を撤廃したが、現行規定では負担額算定基準子どもに当たらない未就園児や認可外保育施設等に在籍している子どもについては多子の算定外とされていることから、負担額算定基準子どもに係る要件を撤廃し算定対象となる子どもの範囲を拡大する。

#### 【改正内容】

低所得世帯（年収約360万円未満相当世帯）の特定被監護者等に係る多子算定の考え方

児童の状況	多子の算定方法	
	改正前	改正後
中学生	第1子	第1子
未就園児童又は認可外施設利用児童 ※「負担額算定基準子ども」ではない。	—	第2子
認可保育所利用児童	第2子	第3子
認可保育所利用児童	第3子	第4子

#### ○ 「特定被監護者等」とは

- ①支給認定保護者が現に監護し生計を一にしている者（未成年）
- ②支給認定保護者に監護されていた者で生計を一にしている者（①が成年に達した場合）
- ③支給認定保護者又はその配偶者の直系卑属で生計を一にしている者（①・②を除く）  
（成年に達した後に、支給認定保護者と生計を一にする直系卑属となった者）

#### ○ 「負担額算定基準子ども」とは

認定こども園、認可保育所、地域型保育等、子ども・子育て支援法施行令で定める施設又は事業を利用している子ども

### 4 施行年月日

この条例は、公布の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

## 議案第 20 号

斜里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する  
条例の一部を改正する条例について

このことについて、下記のとおり改正する。

令和 4 年 6 月 22 日提出

斜里町長 馬 場 隆

### 記

斜里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する  
条例の一部を改正する条例

斜里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成  
27 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表備考第 6 項第 1 号中「次のア又はイに掲げる」を削り、同号中「満 3 歳未満保  
育認定子ども」の前に「特定被監護者等のうち 2 番目の年長者である」を加え、同号  
中アからイまでを削り、同項第 2 号中「次のアからウまでに掲げる」を削り、同号中  
「満 3 歳未満保育認定子ども」の前に「特定被監護者等（そのうち最年長者及び 2 番  
目の年長者である者を除く。）である」を加え、同号中アからウまでを削る。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

斜里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例新旧対照表

改正前					改正後				
別表(第3条関係)					別表(第3条関係)				
各月初日の子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担月額(単位:円)		各月初日の子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担月額(単位:円)	
階層区分	定義		保育標準時間認定	保育短時間認定	階層区分	定義		保育標準時間認定	保育短時間認定
A	生活保護世帯等		0	0	A	生活保護世帯等		0	0
B	A階層を除き、当該年度分(4月から8月までにあっては前年度分)の市町村民税非課税世帯		0	0	B	A階層を除き、当該年度分(4月から8月までにあっては前年度分)の市町村民税非課税世帯		0	0
C1	A階層を除き、当該年度分(4月から8月までにあっては前年度分)の市町村民税課税世帯であって、その所得割の額が次の区分に該当するもの	24,300円未満	11,000	10,800	C1	A階層を除き、当該年度分(4月から8月までにあっては前年度分)の市町村民税課税世帯であって、その所得割の額が次の区分に該当するもの	24,300円未満	11,000	10,800
C2		48,600円未満	13,000	12,700	C2		48,600円未満	13,000	12,700
D1		61,000円未満	16,000	15,700	D1		61,000円未満	16,000	15,700
D2		73,000円未満	19,000	18,600	D2		73,000円未満	19,000	18,600
D3		85,000円未満	21,000	20,600	D3		85,000円未満	21,000	20,600
D4		97,000円未満	23,000	22,600	D4		97,000円未満	23,000	22,600
D5		121,000円未満	25,000	24,500	D5		121,000円未満	25,000	24,500
D6		145,000円未満	32,000	31,400	D6		145,000円未満	32,000	31,400
D7		169,000円未満	36,000	35,300	D7		169,000円未満	36,000	35,300
D8		213,000円未満	38,000	37,300	D8		213,000円未満	38,000	37,300
D9		257,000円未満	40,000	39,300	D9		257,000円未満	40,000	39,300
D10		301,000円未満	45,000	44,200	D10		301,000円未満	45,000	44,200
D11	397,000円未満	47,000	46,200	D11	397,000円未満	47,000	46,200		
D12	397,000円以上	54,000	53,000	D12	397,000円以上	54,000	53,000		

<p>備考</p> <p>1～4 (省略)</p> <p>5 同一世帯に負担額算定基準子ども(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。)が2人以上いる場合における次の各号に掲げる満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを含む。次の各号において同じ。)に関する利用者負担額は、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 負担額算定基準子どものうち最年長の子どもから順に2人目である満3歳未満保育認定子ども 別表に定める利用者負担額(前項の規定に該当する場合は、当該規定の適用後の額)の2分の1の額</p> <p>(2) 負担額算定基準子どものうち最年長の子どもから順に3人目以降の満3歳未満保育認定子ども 0円</p> <p>6 当該教育・保育給付認定保護者に特定被監護者等(令第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合、次の各号に掲げる満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを含む。次の各号において同じ。)に関する利用者負担額は、当該教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が57,700円未満(特定教育・保育給付認定保護者にあつては77,200円未満)であるときは、次の各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) <u>次のア又はイに掲げる満3歳未満保育認定子ども</u> 当該満3歳未満保育認定子どもに係る第3条第1項第3号の規定によ</p>	<p>備考</p> <p>1～4 (省略)</p> <p>5 同一世帯に負担額算定基準子ども(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。)が2人以上いる場合における次の各号に掲げる満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを含む。次の各号において同じ。)に関する利用者負担額は、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 負担額算定基準子どものうち最年長の子どもから順に2人目である満3歳未満保育認定子ども 別表に定める利用者負担額(前項の規定に該当する場合は、当該規定の適用後の額)の2分の1の額</p> <p>(2) 負担額算定基準子どものうち最年長の子どもから順に3人目以降の満3歳未満保育認定子ども 0円</p> <p>6 当該教育・保育給付認定保護者に特定被監護者等(令第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合、次の各号に掲げる満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを含む。次の各号において同じ。)に関する利用者負担額は、当該教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が57,700円未満(特定教育・保育給付認定保護者にあつては77,200円未満)であるときは、次の各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) <u>特定被監護者等のうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども</u> 当該満3歳未満保育認定子どもに係る第3条第</p>
---	---



り算定される額の2分の1に相当する額(特定教育・保育給付認定保護者に係る満3歳未満保育認定子どもの場合は0円)

ア 特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が1人のみである場合における負担額算定基準子どものうち最年長である満3歳未満保育認定子ども

イ 全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども

(2) 次のアからウまでに掲げる満3歳未満保育認定子ども 0円

ア 特定被監護者等に小学校就学前子ども以外の者が2人以上いる場合における負担額算定基準子どものうち最年長である満3歳未満保育認定子ども

イ 特定被監護者等に小学校就学前子ども以外の者がいる場合における負担額算定基準子どものうち最年長の子どもから順に2人目である満3歳未満保育認定子ども

ウ 負担額算定基準子どものうち最年長の子どもから順に3人目以降である満3歳未満保育認定子ども

7～9 (省略)

1項第3号の規定により算定される額の2分の1に相当する額(特定教育・保育給付認定保護者に係る満3歳未満保育認定子どもの場合は0円)

(2) 特定被監護者等(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である満3歳未満保育認定子ども 0円

7～9 (省略)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

【住民生活課】

令和4年度一般会計補正予算 説明資料

資料3

(歳入)

[単位：千円]

款	項	目	補正額	説	明
14 国庫支出金	1 国庫負担金	1 民生費負担金	263	・国民健康保険基盤安定負担金更正	△ 802
				・国民健康保険未就学児均等割保険料負担金追加	1,065
	2 国庫補助金	1 総務費補助金	2,139	・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金追加	2,139
15 道支出金	1 道負担金	1 民生費負担金	△ 653	・国民健康保険基盤安定負担金更正	△ 1,185
				・国民健康保険未就学児均等割保険料負担金追加	532
20 諸収入	4 雑入	4 雑入	573	・保険事業と介護予防の一体的実施委託料追加	573
計			2,322		

(歳出)

[単位：千円]

款	項	目	補正額	説	明	財源内訳			
						国道支出金	道支出金	その他	一般財源
2 総務費	1 総務管理費	26 新型コロナウイルス感染症対策事業費	8,639	・地域公共交通等支援事業助成金追加	2,139	2,139			
				・令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金返還金追加	6,500				6,500
3 民生費	1 社会福祉費	8 医療保険費	1,032	・国民健康保険事業特別会計操出金追加	1,032	263	△ 653		1,422
合計			9,671			2,402	△ 653		7,922

## 地域公共交通等支援事業

### 1. 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営状況にある地域公共交通事業者が、コロナ禍による燃油高騰の影響で更なる経営悪化に直面していることに鑑み、住民の生活交通を支える地域公共交通を維持・確保するため、燃油費の増加相当分について支援する。

町内燃料小売価格(10あたり単価・税込)

区 分	令和3年5月…①	令和4年5月…②	燃料上昇額(③=②-①)
ガソリン	145 円	169 円	24 円
軽 油	128 円	156 円	28 円

### 2. 事業内容

町内に本店を有する地域公共交通事業者に対して燃料高騰による燃料費の増加相当分(4月～9月)に対し助成を行う。

※国の「燃料油価格激変緩和対策」期間にあわせて、令和4年4月から～9月までの期間とする。

区 分	助 成 額		
知 床 線			461 千円
都 市 間 バ ス			1,066 千円
ハ イ ヤ ー			484 千円
し ゃ り ぐ る			51 千円
網 走 線			77 千円
ス ク ー ル バ ス	斜里バス 404 千円	斜里ハイヤー 27 千円	計 431 千円
振 興 バ ス			188 千円
合 計			2,758 千円

### 3. 事業費

歳入:14 款 国庫支出金 2 項 国庫補助金 1 目 総務費補助金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 2,758 千円

歳出:2 款 総務費 1 項 総務管理費 26 目 新型コロナウイルス感染症対策 地域公共交通等支援事業助成金 2,758 千円

【保健福祉課】

令和4年度 一般会計補正予算説明資料

資料4

[単位:千円]

(歳入)

款	項	目	補正額	説 明
20 諸収入	4 雑入	4 雑入	△ 145	移送サービス利用者負担金更正 △ 145
計			△ 145	

(歳出)

[単位:千円]

款	項	目	補正額	説 明	財 源 内 訳			
					国道支出金	道支出金	その他	一般財源
2 総務費	1 総務管理費	26 新型コロナウイルス感染症対策事業費	1,379	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費 1,379				1,379
				令和2年度接種体制確保事業補助金返還金追加 4				
				令和3年度(令和2年度繰越)接種体制確保事業補助金返還金追加 1,375				
3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉管理費	313	福祉団体活動推進事業費 313				313
				斜里町社会福祉協議会助成金 313				
	6 在宅福祉推進事業費	△ 481	高齢者生活支援事業費 △ 481				△ 145	△ 336
				移送サービス事業委託料更正 △ 481				
計			1,211		0	0	△ 145	△ 23

【こども支援課】

令和4年度一般会計補正予算 説明資料

資料5

(歳入)

[単位：千円]

款	項	目	補正額	説	明
14 国庫支出金	2 国庫補助金	1 総務費補助金	2,658	・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金追加 子育て世帯給食費負担軽減事業 町立保育園分 1,233 大谷幼稚園分 1,425	2,658
		2 民生費補助金		101	・子育てのための施設等利用給付交付金追加 新制度未移行幼稚園分 101
			7,914	・子育て世帯生活支援特別給付金事業補助金追加 事業費分 6,000 事務費分 1,914	7,914
15 道支出金	2 道補助金	2 民生費補助金	50	・子育てのための施設等利用給付交付金追加 新制度未移行幼稚園分 50	50
20 諸収入	4 雑入	4 雑入	△ 3,211	・常設保育園給食費更正 △982 ・へき地保育所給食費更正 △2,229	△ 3,211
計			7,512		

(歳出)

[単位：千円]

款	項	目	補正額	説明	財源内訳			
					国道支出金	道支出金	その他	一般財源
2 総務費	1 総務管理費	26 新型コロナウイルス感染症対策事業費	34,621	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て世帯生活支援特別給付金事業 <span style="float: right;">7,914</span></li> <li>〔時間外勤務手当追加 <span style="float: right;">169</span>〕</li> <li>〔消耗品費追加 <span style="float: right;">331</span>〕</li> <li>〔印刷製本費追加 <span style="float: right;">103</span>〕</li> <li>〔通信運搬費追加 <span style="float: right;">94</span>〕</li> <li>〔手数料追加 <span style="float: right;">9</span>〕</li> <li>〔システム改修委託料追加 <span style="float: right;">1,208</span>〕</li> <li>〔子育て世帯生活支援特別給付金追加 <span style="float: right;">6,000</span>〕</li> <li>・子育て世帯への臨時特別給付金事業 <span style="float: right;">24,049</span></li> <li>〔R3子育て世帯への臨時特別給付金補助金返還金追加 <span style="float: right;">24,049</span>〕</li> <li>・生活者支援事業・子育て世帯給食費負担軽減事業 <span style="float: right;">2,658</span></li> <li>〔常設保育園賄材料費追加 <span style="float: right;">1,233</span>〕</li> <li>〔認定こども園等給食費助成金追加 <span style="float: right;">1,425</span>〕</li> </ul>	10,572			24,049
				3 民生費	2 児童福祉費	3 常設保育園費	△ 982	<ul style="list-style-type: none"> <li>・双葉保育園管理運営事業 <span style="float: right;">△ 504</span></li> <li>〔賄材料費更正 <span style="float: right;">△ 504</span>〕</li> <li>・はまなす保育園管理運営事業 <span style="float: right;">△ 478</span></li> <li>〔賄材料費更正 <span style="float: right;">△ 478</span>〕</li> </ul>
		6 子ども・子育て支援対策費	204	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てのための施設等利用事業 <span style="float: right;">204</span></li> <li>〔子育てのための施設等利用給付費負担金追加 <span style="float: right;">204</span>〕</li> </ul>	101	50		53
合計			33,843		101	50	0	△ 929

## 子育て世帯生活支援特別給付金事業（ひとり親世帯以外分）

### 1. 目的

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し生活支援を行う観点から、令和3年度に引続き特別給付金を支給する。

### 2. 対象者

(1) 令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている者であって、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者（申請不要）

(2) 上記(1)のほか、対象児童（令和4年3月31日時点で18歳未満の子（障害児については20歳未満））の養育者であって、次の①・②のいずれかに該当する者（要申請）

※令和4年4月以降令和5年2月末までに生まれる新生児も対象とする。

①令和4年度分の住民税均等割が非課税である者

②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者（家計急変者）

※ひとり親世帯分については北海道が実施主体

### 3. 給付額

児童1人あたり一律50,000円

### 4. スケジュール（予定）

・上記「2(1)の対象者」

令和4年度分の住民税均等割が非課税である者の判明以降、速やかに支給（令和4年7月中旬を目途）

・左記「2(2)の対象者」

申請期間：令和4年7月1日～令和5年3月15日

### 5. 事業費

7,914千円

#### 【事業費概要】

[歳入]

単位：千円

科目	補助金名	予算額
国庫補助金／民生費補助金	子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金	6,000
	子育て世帯生活支援特別給付金事務費補助金	1,914
	合 計	7,914

[歳出]

単位：千円

科目	事業費	備考
手当	169	職員時間外勤務手当
消耗品費	331	
印刷製本費	103	
通信運搬費	94	
手数料	9	
委託料	1,208	システム改修費
補助金・交付金	6,000	120人×50,000円
合 計	7,914	

## 子育て世帯給食費負担軽減事業

### 1. 事業目的

- 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、物価高騰による学校給食等の実施への影響や、やむを得ず給食費の値上げを検討せざるを得ない全国的な状況を鑑み、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分)を活用し、給食費の負担を軽減することで、子育て世帯への支援を図る。

### 2. 事業内容

- 物価上昇分(3.9%)の食材料費の増額分及び、園児・児童生徒分の令和4年9月から令和5年3月までの給食費を全額減免する。

#### (1) 全国消費者物価指数(総務省統計局/R4.5.20公表)

区分	前年同月比推移(%)		
	R4年2月	R4年3月	R4年4月
食料	2.8%	3.4%	3.9%

#### (2) 物価上昇率(3.9%)反映後の給食費

区分	学年	1食当たりの額		
		R4単価(A)	物価上昇(B) (A)×3.9%	物価上昇反映額(A)+(B)
小・義務教育 学校(前期)	1~3年生	254円	+10円	264円
	4~6年生	262円	+11円	273円
中・義務教育 学校(後期)	1~3年生 7~9年生	293円	+12円	305円
へき地保育所	全児	254円	+10円	264円

区分		1月当たりの額		
		R4単価(A)	物価上昇(B) (A)×3.9%	物価上昇反映額(A)+(B)
常設保育園	2号認定子ども	3,600円	+141円	3,741円
大谷幼稚園	1号認定子ども	3,000円	+117円	3,117円
	2号認定子ども	4,500円	+176円	4,676円

#### (3) 事業費内訳

歳入	歳出
14款・2項・1目 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 30,945千円	2款・1項・26目 【生活者支援事業費】 需用費・賄材料費 29,520千円 ・内訳 (学校・へき地保育所 28,287千円) (常設保育園 1,233千円) 認定こども園等給食費助成金 1,425千円 計 30,945千円
20款・4項・4目 常設保育園給食費(児童分) △982千円 へき地保育所給食費(児童分) △2,229千円 学校給食費(児童・生徒分) △24,630千円 計 △27,841千円	3款・2項・3目 【双葉保育園管理運営事業費】 需用費・賄材料費 △504千円 【はまなす保育園管理運営事業費】 需用費・賄材料費 △478千円 計 △982千円
歳入合計 3,104千円	10款・5項・4目 【学校給食供給事業費】 需用費・賄材料費 △26,859千円 歳出合計 3,104千円



令和4年度 斜里町国民健康保険事業特別会計6月補正予算(総括表)

資料6

(単位:千円)

入				備考	出				備考		
科	目	現行予算額	補正後予算額		比較	科	目	現行予算額		補正後予算額	比較
保険料	一般分	現年度 保険料	420,647	388,296	△ 32,351	総務費	一般管理費		11,134	12,683	1,549
		滞納繰越保険料	1,266	923	△ 343		賦課事業費		626	626	0
		後期高齢者支援金	132,567	126,293	△ 6,274		徴収事業費		1,169	1,169	0
		滞納繰越後期高齢者支援金	426	342	△ 84		運営協議会費		234	234	0
		現年度介護納付金	55,229	54,456	△ 773		計		13,163	14,712	1,549
		滞納繰越介護納付金	151	92	△ 59		療養給付費		878,666	858,868	△ 19,798
	計	610,286	570,402	△ 39,884	療養費		6,784	6,784	0		
道支出金	補助金	普通交付金	1,013,512	992,120	△ 21,392	保険給付費	一般分	小 計	885,450	865,652	△ 19,798
		特別交付金	46,200	47,400	1,200			高額療養費	116,537	114,943	△ 1,594
		小 計	1,059,712	1,039,520	△ 20,192			高額介護合算療養費	300	300	0
	財政安定化基金交付金	1	1	0	移送費			200	200	0	
計	1,059,713	1,039,521	△ 20,192	小 計	117,037			115,443	△ 1,594		
繰入金	一般会計		86,357	87,389	1,032			計	1,002,487	981,095	△ 21,392
	基金繰入金		1,300	33,100	31,800		その他	出産育児一時金	8,405	8,405	0
	計		87,657	120,489	32,832	葬 祭 費		720	720	0	
繰越金		1	1,715	1,714	傷病手当金	1,000		1,000	0		
その他の収入		893	893	0	計	10,125		10,125	0		
歳入合計		1,758,550	1,733,020	△ 25,530	審査支払手数料	2,100	2,100	0			
					計	1,014,712	993,320	△ 21,392			
					事業費納付金	一般被保険者医療分	482,792	475,438	△ 7,354		
						一般被保険者後期支援金分	150,308	148,610	△ 1,698		
						介護納付金分	60,251	59,722	△ 529		
						計	693,351	683,770	△ 9,581		
						共同事業拠出金	1	1	0		
						財政安定化基金拠出金	1	1	0		
						特定健康診査等事業費	22,512	22,512	0		
						保健事業費	2,806	2,806	0		
						積立金	575	575	0		
						諸支出金	病院事業会計繰出金	9,428	9,428	0	
							償還金	1,001	4,895	3,894	
							計	10,429	14,323	3,894	
						予備費	1,000	1,000	0		
歳出合計		1,758,550	1,733,020	△ 25,530							

令和4年度 国民健康保険事業特別会計 補正予算 説明資料（歳入）

[単位：千円]

款	項	目	補正額	説明	明
1 国民健康保険料	1 国民健康保険料	1 一般被保険者国民健康保険料	△ 39,884	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療給付費分（現年度）更正</li> <li>・後期高齢者支援分（現年度）更正</li> <li>・介護納付金分（現年度分）更正</li> <li>・医療給付費分（滞納繰越）更正</li> <li>・後期高齢者支援分（滞納繰越）更正</li> <li>・介護納付金分（滞納繰越）更正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>△ 32,351</li> <li>△ 6,274</li> <li>△ 773</li> <li>△ 343</li> <li>△ 84</li> <li>△ 59</li> </ul>
3 道支出金	1 道補助金	1 保険給付費等交付金	△ 20,192	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通交付金更正</li> <li>・特別調整交付金追加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>△ 21,392</li> <li>1,200</li> </ul>
5 繰入金	1 繰入金	1 繰入金	32,832	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般会計繰入金追加</li> <li>・国民健康保険基金繰入金追加分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1,032</li> <li>31,800</li> </ul>
6 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	1,714	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度繰越金追加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1,714</li> </ul>
計			△ 25,530		

令和4年度 国民健康保険事業特別会計 補正予算 説明資料 (歳出)

[単位：千円]

款	項	目	補正額	説明	財 源 内 訳				
					国道支出金	道支出金	そ の 他	一般財源	
1 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	1,549	・北海道クラウド機器更改に係るシステム及び基幹系クラウドネットワーク設定委託料追加	1,081				1,081
		3 運営協議会費		・北海道クラウド機器更改に係る庁内ネットワーク整備業務委託料追加		468			
2 保険給付費	1 療養諸費	1 一般被保険者療養給付費	△ 19,798	・一般被保険者療養給付費更正	△ 19,798		△ 19,798		
	2 高額療養費	1 一般被保険者高額療養費	△ 1,594	・一般被保険者高額療養費更正	△ 1,594		△ 1,594		
3 国民健康保険事業費納付金	1 医療給付費分納付金	1 一般被保険者医療給付費分納付金	△ 7,354	・一般被保険者医療給付費分納付金更正	△ 7,354		824		△ 8,178
	2 後期高齢者支援金	1 一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金	△ 1,698	・一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金更正	△ 1,698		263		△ 1,961
	3 介護納付金分納付金	1 介護納付金分納付金	△ 529	・介護納付金分納付金更正	△ 529		113		△ 642
8 諸支出金	2 償還金及び還付加算金	3 償還金	3,894	・療養給付費負担金等償還金追加	3,894				3,894
計			△ 25,530			0	△ 20,192	0	△ 5,338

## 令和4年度 後期高齢者医療特別会計 6月補正予算総括表

資料 7

(単位:千円)

歳 入						歳 出						
科 目			本年度予算額	補正後予算額	比較	備考	科 目		本年度予算額	補正後予算額	比較	備考
後期高齢者 医療保険料	現 年 分	特 徴	79,904	79,904	0		総 務 費	総 務 管 理 費	4,089	4,928	839	
		普 徴	52,737	52,737	0			徴 収 費	319	319	0	
	滞 繰 分	普 徴	1	1	0		広 域 連 合 納 付 金	広 域 連 合 納 付 金	184,354	184,354	0	
	小 計			132,642	132,642	0		諸 支 出 金	償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	500	500	0
手 数 料	督 促 手 数 料		8	8	0							
国庫支出金	国 庫 支 出 金		0	0	0							
広域連合 支出金	広 域 連 合 交 付 金 ( 受 診 率 向 上 )		500	500	0							
	広 域 連 合 交 付 金 ( 特 別 調 整 交 付 金 )		0	839	839							
繰入金	一 般 会 計 繰 入 金 ( 事 務 費 )		7,275	7,275	0							
	一 般 会 計 繰 入 金 ( 基 盤 安 定 )		46,553	46,553	0							
	小 計		53,828	53,828	0							
繰越金	繰 越 金		1	1	0							
諸収入	延 滞 金		1	1	0							
	保 険 料 還 付 金		500	500	0							
	受 託 事 業 収 入		1,780	1,780	0							
	滞 納 処 分 費		1	1	0							
	雑 収 入		1	1	0							
	小 計		2,283	2,283	0							
合 計			189,262	190,101	839		合 計		189,262	190,101	839	

令和4年度 後期高齢者医療特別会計 補正予算 説明資料

(歳入)

[単位：千円]

款	項	目	補正額	説 明
3 広域連合支出金	1 広域連合交付金	2 後期高齢者医療特別調整交付金	839	・後期高齢者医療特別調整交付金 839
計			839	

(歳出)

[単位：千円]

款	項	目	補正額	説 明	財 源 内 訳			
					国道支出金	道支出金	そ の 他	一般財源
1 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	839	・被保険者証送付用窓開封筒 31 ・被保険者証更新郵便料（簡易書留） 808				31 808
計			839					839

# 町 政 報 告 概 要

(令和 4 年 6 月 14 日 定例会議)

No.	報 告 事 項	概 要
1	子育て世帯への臨時特別給付金事業について	<p>○新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子ども達を力強く支援しその未来を拓く観点から子育て世帯への臨時特別給付金事業を実施し、児童 1 人につき 10 万円を支給した。</p> <p>○給付状況 (令和 4 年 5 月 31 日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・受付期間：令和 3 年 12 月 20 日～令和 4 年 3 月 11 日※令和 4 年 3 月 31 日までに出生した児童は 4 月 15 日まで</li><li>・給付世帯数：803 世帯</li><li>・給付児童数：1,422 人</li><li>・給付実績額：142,200 千円</li></ul>

# 介護認定者等のサービス利用状況

資料9

(令和4年5月31日現在)

区	分	総合事業	要支援1	要支援2	小計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	小計	合計	構成比	前月分	構成比
在宅者	サービス利用者	25	39 (0)	57 (0)	121	86 (0)	79 (0)	45 (0)	37 (0)	17 (0)	264	385 (0)	61.7%	391	62.8%
	在宅サービス利用者	25	36 (0)	56 (0)	117	66 (0)	55 (0)	23 (0)	17 (0)	9 (0)	170	287 (0)	46.0%	290	46.5%
	地域密着型サービス利用者		3 (0)	1 (0)	4	20 (0)	24 (0)	22 (0)	20 (0)	8 (0)	94	98 (0)	15.7%	101	16.2%
	認知症対応型共同生活介護		0 (0)	0 (0)	0	9 (0)	10 (0)	8 (0)	6 (0)	3 (0)	36	36 (0)	5.8%	36	5.8%
	特定施設入居者生活介護				0	1 (0)	5 (0)	7 (0)	4 (0)	0 (0)	17	17 (0)	2.7%	20	3.2%
	小規模多機能サービス		3 (0)	1 (0)	4	10 (0)	9 (0)	7 (0)	10 (0)	5 (0)	41	45 (0)	7.2%	45	7.2%
	サービス未利用者		21 (0)	16 (0)	37	22 (0)	8 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	34	71 (0)	11.4%	66	10.6%
	家族介護		0 (0)	0 (0)	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0 (0)	0.0%	0	0.0%
	必要時利用		20 (0)	13 (0)	33	22 (0)	5 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	29	62 (0)	9.9%	56	9.0%
	経済的理由		0 (0)	0 (0)	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0 (0)	0.0%	0	0.0%
施設入所者	サービス等調整中		0 (0)	3 (0)	3	0 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3	6 (0)	1.0%	7	1.1%
	サービス拒否		0 (0)	0 (0)	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0 (0)	0.0%	0	0.0%
	近隣者・知人・友人・自立支援サービスなどの支援		0 (0)	0 (0)	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0 (0)	0.0%	0	0.0%
	養護老人施設・障害者施設入所		1 (0)	0 (0)	1	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	2	3 (0)	0.5%	3	0.5%
	計	25	60 (0)	73 (0)	158	108 (0)	87 (0)	46 (0)	39 (0)	18 (0)	298	456 (0)	73.1%	457	73.4%
	地域密着型老人福祉施設					0 (0)	1 (0)	10 (0)	13 (0)	3 (0)	27	27 (0)	4.3%	27	4.3%
	老人福祉施設					2 (0)	1 (0)	11 (0)	22 (0)	21 (0)	57	57 (0)	9.1%	57	9.1%
老人保健施設					3 (0)	11 (0)	10 (0)	7 (0)	6 (0)	37	37 (0)	5.9%	37	5.9%	
介護医療院					1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1	1 (0)	0.2%	1	0.2%	
計					6 (0)	13 (0)	31 (0)	42 (0)	30 (0)	122	122 (0)	19.6%	122	19.6%	
入院者数		4 (0)	3 (0)	7	3 (0)	9 (0)	6 (0)	7 (0)	14 (0)	39	46 (0)	7.4%	44	7.1%	
介護認定者等合計		25	64 (0)	76 (0)	165	117 (0)	109 (0)	83 (0)	88 (0)	62 (0)	459	624 (0)	100%	623	100%
介護度別割合		4.0%	10.3%	12.2%	26.4%	18.8%	17.5%	13.3%	14.1%	9.9%	73.6%	100.0%			

\* サービス未利用理由

- ・家族介護 . . . 同居又は別世帯であっても、身内からの支援で、今はサービスを必要としない
- ・必要時利用 . . . 常時は在宅サービスは利用していないが、年に数回のショートステイ利用など（住宅改修・福祉用具購入のみ）
- ・経済的理由 . . . 経済的な費用負担が大きいと判断している場合（本人の主観）